

団体協約 セミナー



事業協同組合における「団体協約」の締結・交渉権は中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号（商工組合における「組合協約」は中小企業団体の組織に関する法律第17条第7項）に基づき、組合に与えられている権利です。組合は組合員と取引関係にある事業者に対して団体協約締結の交渉の申出を行うことができ、申出を受けた取引の相手方は誠意をもって交渉に応じるものとされており、価格交渉の有効な手段の1つとして期待されています。

実際に団体協約を活用された日本自動車車体整備事業者協同組合連合会の取組みの経緯や交渉状況等お話いただきます。

開催日時

令和 7 年 **12** 月 **8** 日(月)
16:00～
※10分前から受付開始

開催場所

福島市 ホテル福島
グリーンパレス 葵の間
※上記、リアル会場またはオンライン
による参加が可能です。
(Zoomを使用いたします。)

セミナー講師

日本自動車車体整備協同組合連合会

副会長 **泰楽 秀一** 氏

テーマ

「自動車車体整備業界における中協法に基づく団体協約制度の活用事例」

お問い合わせ・お申込み

福島県中小企業団体中央会 企画情報課

TEL: 024-536-1268 FAX: 024-536-1217

Mail: a-tsuchida@chuokai-fukushima.or.jp

裏面にご記入のうえ、FAXまたはメールにてお申し込みください。

FAX : 024-536-1217

Mail : a-tsuchida@chuokai-fukushima.or.jp

福島県中小企業団体中央会
団体協約セミナー 参加申込書

申込期限
12月1日

組合名 (事業者名)	
電話番号	
参加者役職①	
参加者氏名①	
参加者① 参加方法	会場・オンライン
参加者① メールアドレス	
参加者役職②	
参加者氏名②	
参加者② 参加方法	会場・オンライン
参加者② メールアドレス	

・オンライン参加の方には、12月5日までに視聴URLをお申し込みのメールアドレス宛にお送りいたします。メールが届かない場合は、お手数ですが下記担当者（福島県中小企業団体中央会 企画情報課）までご連絡をお願いいたします。

・組合役職員の皆様のほか、組合員の方にもご参加いただけます。

担当 福島県中小企業団体中央会
企画情報課 土田・遠藤
TEL 024-536-1268